

2022年版

無料公開講座

行政法 実力診断テスト 解説講義

重要ポイントノート

講師：山田斉明



Readers ⇒ Leaders

リーダーズ総合研究所

01-1 種 類



図表

法律行為的行政行為の種類

	命令的行為		形成的行為		
意 義	国民が本来有している自由に対し制限を加え、または、自由の制限を解除する行為をいう。		国民が本来有していない権利や地位を与えたり、あるいは、それを剥奪する行為をいう。		
種 類	下命・禁止	免除・許可	特許・剥権	認 可	代 理
	下命とは、作為義務を、禁止とは、不作為義務を命ずる行為をいう。	免除とは、国民に命じられている作為義務を特定の場合に解除する行為をいい、許可は、不作為義務を解除する行為をいう。	特許とは、国民が本来有しない権利や地位を設定することをいう。剥権とは、いったん国民に与えた権利や地位を剥奪することをいう。	認可とは、私人間の法律行為を補充して、その法律上の効力を完成させる行為をいう。	代理とは、本来他の法主体が行う行為を、行政庁が代わって行うことをいう。
違反する法律行為	原則として有効		原則として無効		
裁 量	羈束裁量（裁量が狭い）		自由裁量（裁量が広い）		



図表

準法律行為的行政行為の種類

	確 認	公 証	通 知	受 理
意 義	特定の法律関係や事実の存否について、公の権威をもって判断する行為をいう。	特定の法律関係や事実の存在を公に証明する行為をいう。	行政庁の一定の判断事実を、国民に対して知らせる行為をいう。	国民が提出した届出等の行為を、有効なものとして受領する行為をいう。

01-2 行政行為の効力

図表 公定力

	内 容
意 義	公定力とは、たとえ違法な行政行為であっても、権限ある機関により取り消されない限り、有効なものとして扱われる効力をいう。 判例は、公定力に意義について、「行政処分は、たとえ違法であっても、その違法が重大かつ明白で当該処分を当然無効ならしめるものと認むべき場合を除いては、適法に取り消されない限り完全にその効力を有する」としている（最判昭30.12.26）
根 拠	通説は、行政事件訴訟法が取消訴訟という訴訟手続を設けていることを公定力の根拠と解している（取消訴訟の排他的管轄）。
限 界	(1) 無効な行政行為と公定力 行政行為が無効な場合、すなわち、行政行為の瑕疵が重大かつ明白なときは、公定力は生じない（最判昭31.7.18）。 (2) 国家賠償請求訴訟と公定力 違法な行政行為によって損害を被ったことを理由とする国家賠償請求訴訟においては、公定力は及ばない。したがって、行政処分が違法であることを理由として国家賠償の請求をするについては、あらかじめ右行政処分につき取消または無効確認の判決を得なければならないものではない（最判昭36.4.21）。 また、違法な課税処分に対する国家賠償請求訴訟のように、国家賠償請求訴訟を認めることが、結果的に当該課税処分を取り消した場合と同様の経済的効果をもたらす場合であっても、あらかじめ右行政処分につき取消訴訟等の手続を経るまでもなく、国家賠償請求を行い得る（最判平22.6.3）。 (3) 刑事訴訟と公定力 行政処分の違法性を争点とする刑事訴訟において、被告人が処分の違法を前提とする主張をする場合には、あらかじめ当該行政処分について取消訴訟を提起し、取消判決を得ておかなければならないものではない（最判昭53.6.16）。

判例 公定力

	(最判平22.6.3)
事 案	本件倉庫を所有し、その固定資産税等を納付してきたXは、昭和62年度から平成13年度までの各賦課決定の前提となる価格の決定には本件倉庫の評価を誤った違法があり、上記のような評価の誤りについて過失が認められると主張して、所定の不服申立手続を経ることなく、Yを相手に、国家賠償法1条1項に基づき、上記各年度に係る固定資産税等の過納金及び弁護士費用相当額の損害賠償等を求めた。

02-1 総論

図表 行政上の強制執行

	内 容
意 義	行政上の強制執行とは、義務者が行政上の義務の履行をしないときに、行政主体が、自らの手で、義務履行の実現を図る制度をいう。
種 類	行政上の強制執行には、①代執行、②執行罰、③直接強制、④行政上の強制徴収の4種類がある。
法律の根拠	行政上の強制執行は、いずれも、人の身体や財産に対して不利益を与えるものであるから、それをなし得る旨の個別の法律の根拠が必要となる。
条例と強制執行	行政上の義務の履行確保の制度である直接強制や執行罰については、条例で定めることはできない（行政代執行法1条）。

図表 種 類

	内 容
行政代執行	行政代執行とは、法律によりまたは法律に基き行政庁により命ぜられた行為について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときに、当該行政庁が、自ら義務者のなすべき行為をなし、または第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができることをいう（行政代執行法2条）。なお、近年では、行政代執行の機能不全を改善するために、簡易代執行と呼ばれる仕組みを導入する例もある。
執行罰	執行罰とは、行政上の義務を履行しない場合に、一定額の過料を科すことにより、心理的な圧迫を加えることで、間接的に履行を強制するものをいう。 執行罰としての過料は、義務の履行を確保するための手段であるから、義務が履行されるまで、何度でも課すことができる。現在では、砂防法36条に規定があるだけである。
直接強制	直接強制とは、行政上の義務を履行しない場合に、行政庁が直接義務者の財産または身体に実力を行使して、義務の履行を強制するものをいう。たとえば、入院命令に従わない者を実力で入院させる、営業停止命令に従わない店舗を封鎖して営業できないようにするなどの例が考えられる。 直接強制は、作為義務、不作為義務、代替的作為義務、非代替的作為義務のいずれの義務も対象となる。現在では、成田新法（成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法）の中に、その例があるだけである。
行政上の強制徴収	行政上の強制徴収とは、行政上の金銭債務を義務者が履行しない場合に、強制的に義務者の財産を換価することによって債務の実現を図るものをいう。 現在、強制徴収は、「滞納処分」が代表例であり、国税では、国税徴収法、地方税では、地方税法が根拠法となっている。 国税徴収法による強制徴収の流れは、①納付の督促→②財産の差押え→③財産の換価→④配当の4段階となっている。



判例

司法的執行

	宝塚市パチンコ条例事件（最判平14.7.9）
事 案	地方公共団体であるXの長が、宝塚市パチンコ店等、ゲームセンター及びラブホテルの建築等の規制に関する条例8条に基づき、宝塚市内においてパチンコ店を建築しようとするYに対し、その建築工事の中止命令を発したが、Yがこれに従わないため、XがYに対し同工事を続行してはならない旨の裁判を求めて出訴した。
争 点	国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、不適法か。
判 旨	国又は地方公共団体が提起した訴訟であって、財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合には、法律上の争訟に当たるといふべきであるが、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであって、自己の権利利益の保護救済を目的とするものといふことはできないから、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではなく、法律に特別の規定がある場合に限り、提起することが許されるものと解される。そして、行政代執行法は、行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、同法の定めるところによるものと規定して（1条）、同法が行政上の義務の履行に関する一般法であることを明らかにした上で、その具体的な方法としては、同法2条の規定による代執行のみを認めている。また、行政事件訴訟法その他の法律にも、一般に国又は地方公共団体が国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟を提起することを認める特別の規定は存在しない。 したがって、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、裁判所法3条1項という法律上の争訟に当たらず、これを認める特別の規定もないから、不適法といふべきである。

03-1 行政指導



判例

行政指導

品川マンション事件（最判昭60.7.16）	
事 案	マンション建設業者XはYに建築確認の申請を行ったが、住民の反対が強かったことから、YはXに住民との話し合いを指導した。Xはこの指導に従って話し合いをしたが、解決をみなかった。これに対して、Yが建築確認の留保を明示したことから、Xは、この留保がされたことを不服として国家賠償を求めて出訴した。
争 点	建築主と付近住民との紛争につき建築主に行政指導が行われていることのみを理由として建築確認申請に対する処分を留保することは、国家賠償法1条1項所定の違法な行為となるか。
判 旨	確認処分の留保は、建築主の任意の協力・服従のもとに行政指導が行われていることに基づく事実上の措置にとどまるものであるから、建築主において自己の申請に対する確認処分を留保されたままでの行政指導には応じられないとの意思を明確に表明している場合には、かかる建築主の明示の意思に反してその受忍を強いることは許されない筋合のものであるといわなければならない、建築主が右のような行政指導に不協力・不服従の意思を表明している場合には、当該建築主が受ける不利益と右行政指導の目的とする公益上の必要性とを比較衡量して、右行政指導に対する建築主の不協力が社会通念上正義の観念に反するものといえるような特段の事情が存在しない限り、行政指導が行われているとの理由だけで確認処分を留保することは、違法であると解するのが相当である。 したがって、いったん行政指導に応じて建築主と付近住民との間に話し合いによる紛争解決をめざして協議が始められた場合でも、右協議の進行状況及び四囲の客観的状況により、建築主において建築主事に対し、確認処分を留保されたままでの行政指導にはもはや協力できないとの意思を真摯かつ明確に表明し、当該確認申請に対し直ちに応答すべきことを求めているものと認められるときには、他に前記特段の事情が存在するものと認められない限り、当該行政指導を理由に建築主に対し確認処分の留保の措置を受忍せしめることの許されないことは前述のとおりであるから、それ以後の右行政指導を理由とする確認処分の留保は、違法となるものといわなければならない。
武蔵野マンション事件（最決平元.11.8）	
事 案	Yは、中高層建築物について住民の同意を得ること、教育施設負担金を市に寄付することを事業主に求め、従わない場合には上下水道などについての協力を行わないという宅地開発指導要綱を定めた。Yは、行政指導に従わないX建設からの給水契約の申込みを受理しなかったため、水道法第15条第1項に違反するとして、Y市長が起訴された。
争 点	① 指導要綱を事業主に順守させるため行政指導を継続する必要がある場合に、これを理由として事業主らとの給水契約の締結を留保することは許されず、これを留保した被告人らの行為は、給水契約の締結を拒んだ行為に当たるか。 ② 水道事業者は、指導要綱に従わない事業主らからの給水契約の申込に対して、本件給水契約の締結を拒む正当の理由はあるか。
判 旨	被告人らが本件マンションを建設中のX建設及びその購入者から提出された給水契約の申込書を受領することを拒絶した時期には、既に、X建設は、武蔵野市の宅地開発に関する指導要綱に基づく行政指導には従わない意思を明確に表明し、マンションの購入

	者も、入居に当たり給水を現実に必要としていたというのである。そうすると、原判決が、このような時期に至ったときは、水道法上給水契約の締結を義務づけられている水道事業者としては、たとえ右の指導要綱を事業主に順守させるため行政指導を継続する必要があったとしても、これを理由として事業主らとの給水契約の締結を留保することは許されないというべきであるから、これを留保した被告人らの行為は、給水契約の締結を拒んだ行為に当たると判断したのは、是認することができる。 また、原判決の認定によると、被告人らは、右の指導要綱を順守させるための圧力手段として、水道事業者が有している給水の権限を用い、指導要綱に従わないX建設らとの給水契約の締結を拒んだものであり、その給水契約を締結して給水することが公序良俗違反を助長することとなるような事情もなかったというのである。そうすると、原判決が、このような場合には、水道事業者としては、たとえ指導要綱に従わない事業主らからの給水契約の申込であっても、その締結を拒むことは許されないというべきであるから、被告人らには本件給水契約の締結を拒む正当の理由がなかったと判断した点も、是認することができる。
--	---

武蔵野マンション教育負担金事件（最判平5.2.18）	
事 案	XはY市にマンションの建設を計画したところ、Y市は、宅地開発指導要綱に基づいて教育施設負担金の寄付を要請した。これに対して、Xは、Y市に教育施設負担金を納付したが、その後、Xは、この寄付がY市の強迫によるものであるとして意思表示の取消しを主張した上で、教育施設負担金相当額の返還を求めて出訴した。
争 点	市がマンションを建築しようとする事業主に対して指導要綱に基づき教育施設負担金の寄付を求める行為は、違法な公権力の行使に当たるか。
判 旨	行政指導として教育施設の充実に充てるために事業主に対して寄付金の納付を求めること自体は、強制にわたるなど事業主の任意性を損うことがない限り、違法ということとはできない。 本件当時、被上告人は、事業主に対し、法が認めておらずしかもそれが実施された場合にはマンション建築の目的の達成が事実上不可能となる水道の給水契約の締結の拒否等の制裁措置を背景として、指導要綱を遵守させようとしていたというべきである。被上告人がXに対し指導要綱に基づいて教育施設負担金の納付を求めた行為も、被上告人の担当者が教育施設負担金の減免等の懇請に対し前例がないとして拒絶した態度とあいまって、Xに対し、指導要綱所定の教育施設負担金を納付しなければ、水道の給水契約の締結及び下水道の使用を拒絶されと考えさせるに十分なものであって、マンションを建築しようとする以上右行政指導に従うことを余儀なくさせるものであり、Xに教育施設負担金の納付を事実上強制しようとしたものといえることができる。指導要綱に基づく行政指導が、武蔵野市民の生活環境をいわゆる乱開発から守ることを目的とするものであり、多くの武蔵野市民の支持を受けていたことなどを考慮しても、右行為は、本来任意に寄付金の納付を求めるべき行政指導の限度を超えるものであり、違法な公権力の行使であるといわざるを得ない。

04-1 審理員



図表

審理員制度

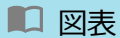
	内 容
意 義	審理員とは、審理手続を主宰するため、審査庁に所属する職員から指名される者をいう。旧法では、原処分に関与した職員が審査請求の審理も行うことがあり得るなど、行政の審理の公正性が十分に確保されていないなどの指摘がされていた。そこで、新法では、審査庁による審理手続の公正・中立性を確保するため、処分に関与していないなど一定の要件をみたす職員（審理員）による審理手続を導入した。
審理員の指名	審査庁は、審査請求がなされたときは、審理員を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等へ通知しなければならない（行政不服審査法9条1項本文）。 審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない（行政不服審査法17条）。審理員候補者名簿が作成されている場合には、審理員は当該名簿に記載されている者の中から指名される。
審理員の権限	審理員は、弁明書の提出を求め、口頭意見陳述の審理を指揮し、鑑定等を職権で行う権限を与えられている。 また、審理手続を終結したときは、裁決に関する意見書を作成し、事件記録とともに、審査庁に提出する。
審理員の除斥事由	① 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者または審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者 ② 審査請求人 ③ 審査請求人の配偶者、4親等内の親族または同居の親族 ④ 審査請求人の代理人 ⑤ 過去に③④であった者 ⑥ 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人または補助監督人 ⑦ 第13条第1項に規定する利害関係人
適用除外	国家行政組織法第3条第2項が規定する行政委員会、国家行政組織法第8条が規定する審議会等の合議制の機関が審査庁となる場合、審理員制度を導入しなくても、不服申立ての審理の客観性と公正性は確保されているため、審理員による審理手続の規定の適用が除外されている。



裁 決



05-1 認容裁決



図表

認容裁決のまとめ

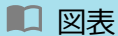
	処分庁 (不作為庁)	上級行政庁	その他
処 分	取消し又は変更裁決 (不利益変更は不可)		取消し
申請拒否処分	①取消し ②一定の処分をする	①取消し ②一定の処分をすべき旨 を命ずる	取消し
事実上の行為	①違法又は不当宣言 ②撤廃又は変更 (不利益変更は不可)	①違法又は不当宣言 ②撤廃命令又は変更命令 (不利益変更は不可)	①違法又は不当宣言 ②撤廃命令
不作為	①違法又は不当宣言 ②一定の処分をする	①違法又は不当宣言 ②一定の処分をすべき旨 を命ずる	違法又は不当宣言

なお、処分や事実上の行為を変更する場合でも、審査請求人に不利益になるような変更はすることができない（行政不服審査法48条）。



差止訴訟

06-01 差止訴訟



図表

差止訴訟

	内 容
意 義	差止めの訴えとは、行政庁が一定の処分または裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分または裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう。
訴訟要件	① 一定の処分または裁決がされようとしていること 一定の処分がされる蓋然性があることが必要となる。たとえば、行政手続法に基づいて、聴聞の通知や弁明の機会の付与の通知がなされた場合には、一定の処分がされようとしている場合にあたるといえる。 ② 一定の処分または裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがあること 重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分または裁決の内容及び性質をも勘案するものとする（行政事件訴訟法37条の4第2項）。 判例は、「重大な損害を生ずるおそれ」があると認められるためには、処分がされることにより生ずるおそれのある損害が、処分がされた後に取消訴訟等を提起して執行停止の決定を受けることなどにより容易に救済を受けることができるものではなく、処分がされる前に差止めを命ずる方法によるのでなければ救済を受けることが困難なものであることを要すると解するのが相当であるとしている。 ③ 損害を避けるため他に適当な方法があるとき 差止訴訟は、損害を避けるため他に適当な方法があるときは、提起することができない（行政事件訴訟法37条の4第1項ただし書）。 この差止訴訟における消極要件は、非申請型義務付け訴訟と違い、ただし書きで定められている。この趣旨は、一般的に「重大な損害を生ずるおそれ」という積極要件が充たされる場合には、通常、救済の必要があると考えられ、消極要件はあくまで例外的な場合を定めていると解されている。 なお、民事訴訟の提起が可能な場合であっても、そのことから直ちに「損害を避けるため他に適当な方法がある」とはいえないとされている。 ④ 原告適格 行政庁が一定の処分または裁決をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者である（行政事件訴訟法37条の4第3項）。法律上の利益の有無の判断については、取消訴訟の原告適格に関する解釈規定が準用されている（行政事件訴訟法37条の4第4項）。
本案勝訴要件	行政庁がその処分若しくは裁決をすべきでないことがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められまたは行政庁がその処分若しくは裁決をすることがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときである。
取消訴訟との相違点	差止訴訟においては、仮の差止によって仮の救済がなされる。また、第三者効は準用されない。



訴えの利益

07-1 訴えの利益



図表

訴えの利益の可否

訴えの利益あり	訴えの利益なし
① 市議会議員に立候補後の公務員免職処分(最大判昭40.4.28)	① 生活保護法に基づく保護変更決定(最大判昭42.5.24)
② 土地改良事業の施行の許可処分(最判平4・1・24)	② 自動車運転免許の効力停止処分(最判昭55・11・25)
③ 公文書非公開決定(最判平14・2・28)	③ 保安林指定解除処分(最判昭57・9・9)
④ 運転免許更新処分(最判平21.2.27)	④ 建築確認処分(最判昭59・10・26)
⑤ 先行の処分を受けたことを理由として後行の処分の量定を加重する旨の処分基準が設定公開されている場合の先行の処分の取消しを求める訴え(最判平27.3.3)	⑤ 再入国許可申請に対する不許可処分(最判平10・4・10)
	⑥ 都市計画法29条に基づく開発許可(最判平5・9・10、最判平11・10・26)※

※ 判例は、都市計画法29条1項に基づく開発許可について、市街化調整区域内にある土地を開発区域とする開発許可に関する工事が完了し、当該工事の検査済証が交付された後においても、当該開発許可の取消しを求める訴えの利益は失われないとしている(最判平27.12.14)。



判例

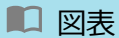
無効等確認の訴え

換地処分無効確認請求事件(最判昭62.4.17)	
事 案	土地改良事業施行区域内に土地を有するXは、土地改良区Y(処分庁)から換地処分を受け照応原則(換地が従前地に適切に対応すべきという原則)違反等を理由に換地処分の無効等確認訴訟を提起した。
争 点	照応の原則違反を理由とする換地処分無効確認の訴えは、適法か。
判 旨	換地処分を受けた者が照応の原則に違反することを主張してこれを争う場合には、自己に対してより有利な換地が交付されるべきことを主張していることにほかならないのであって、換地処分がされる前の従前の土地に関する所有権等の権利の保全確保を目的とするものではないのであるから、このような紛争の実態に鑑みると、当該換地処分の無効を前提とする従前の土地の所有権確認訴訟等の現在の法律関係に関する訴えは右紛争を解決するための争訟形態として適切なものとはいえず、むしろ当該換地処分の無効確認を求める訴えのほうがより直截的で適切な争訟形態というべきであり、結局、右のような場合には当該換地処分の無効を前提とする現在の法律関係に関する訴えによってはその目的を達することができないものとして、行政事件訴訟法36条所定の無効確認の訴えの原告適格を肯定すべき場合にあたると解されるからである。



住民訴訟

08-1 住民訴訟



図表

住民訴訟

	内 容
意 義	住民訴訟とは、住民監査請求を行った請求人が、監査委員の監査の結果等に不服があるとき、または監査委員が一定の期間内に監査等を行わないときに、執行機関などの財務会計上の違法な行為または怠る事実につき、訴えをもって請求できる制度をいう。
要 件	(1) 出訴権者 住民訴訟を提起することができる者、すなわち、原告適格を有する者は、当該地方公共団体の住民で、住民監査請求をした者に限られる。 (2) 請求対象 住民訴訟の対象となるのは、住民監査請求を行った事項に限られる。もっとも、住民監査請求と異なり、財務会計上の違法な行為または怠る事実だけが対象となり、不当な行為または怠る事実は対象とはならない。 (3) 類型 ① 執行機関または職員に対する当該行為の全部または一部の差止めの請求 ② 行政処分たる行為の取消しまたは無効確認の請求 ③ 執行機関または職員に対する怠る事実の違法確認の請求 ④ 執行機関または職員に対し、職員または行為を怠る事実に係る相手方に損害賠償・不当利得返還の請求をすることを求める請求 4号請求は、平成14年の地方自治法改正により、原告住民が、地方公共団体に代位して当該職員または当該行為もしくは怠る事実にかかる相手方に損害賠償または不当利得返還の請求をする代位訴訟から、執行機関を被告として当該職員または当該行為もしくは怠る事実に係る相手方に損害賠償等の請求を行うことを求める義務付け訴訟となっている。 (4) 弁護士費用 住民訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士または弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる（地方自治法242条の2第12項）。 (5) 議会による請求権放棄 普通地方公共団体は、条例で、普通地方公共団体の長や職員等の普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることができる（地方自治法243条の2第1項）。 議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に関する損害賠償請求権等の放棄に関する議決をしようとするときは、監査委員からの意見を聴取しなければならない（地方自治法96条1項10号、242条10項）。

 図表 請求期間

	期 間
監査委員の監査の結果または勧告に不服がある場合	当該監査の結果または当該勧告の内容の通知があつた日から30日以内
監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関または職員の措置に不服がある場合	当該措置に係る監査委員の通知があつた日から30日以内
監査委員が請求をした日から60日を経過しても監査または勧告を行わない場合	当該60日を経過した日から30日以内
監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関または職員が措置を講じない場合	当該勧告に示された期間を経過した日から30日以内

 図表 事務監査請求・住民監査請求・住民訴訟の比較

	事務監査請求	住民監査請求	住民訴訟
請求権者	有権者の50分の1以上の連署	住民各自	住民各自
対 象	違法・不当な事務 (財務会計上の行為に限らない。)	違法・不当な財務 会計上の行為または怠る 事実	違法な財務会計上の行為 または怠る事実
請求の相手方	監査委員	監査委員	裁判所
請求期間	な し	違法、または不当な財務会計上の行為のあった日から1年以内 ただし、正当な理由があるときはこの限りでない	監査の結果・勧告から30日以内 措置にかかる通知から30日以内



Readers ⇒ Leaders

リーダーズ総合研究所

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371（代表） <https://www.tatsumi.co.jp/>

大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400（代表）